

運 行 管 理 規 程

株式会社 赤湯観光バス

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、運行管理者（以下「管理者」という）が事業用自動車（以下「車輛」という）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督について、執行する職務並びに必要な権限について定め、輸送の安全の確立を図ることを目的とする。

(管理者の選任)

第2条

管理者の選任は、法令に示す数に従い、次条の基準に適合するものを選任しなければならない。

2. 選任した管理者の名前を社内の見易い所に掲示し、乗務員に周知徹底するものとする。
3. 管理者を選任した時及び解任したときは、1週間以内に営業所の所在地を官轄する陸運支局長（陸運事務所長）に届出するものとする。

(管理者の選任基準)

第3条

選任する管理者は、国土交通省で定める営業所ごとに、運行管理者資格証の交付を受けている者としなければならない。

(代務者選任等)

第4条

管理者の補助者（以下「代務者」という）を選任する場合は、管理者と同等又は、これに準じた知識及び能力を有すると認められる者（運行管理者基礎講習を受講した者）の中から、乗務員など指導監督を行うにふさわしい者を選任する。

2. 代務者を選任した場合、その者の氏名を社内の見易い所に掲示して周知徹底する。

(運行管理の組織)

第5条

運行管理の組織は、次のとおりとする。

- ①管理者は、担当役員の指示による運行管理業務全般について処理する。
- ②代務者は、管理者の指示により運行管理業務の一部を負担する。
- ③管理者が複数いる場合には、その業務を統括する運行管理者を選任しなければならない。

2. 上記の者は、乗務員に対し法令・社内規則及び必要な指示を忠実に遵守させ、旅客輸送の安全確保に努めさせなければならない。

(管理者及び代務者の勤務時間)

第6条

管理者及び代務者の勤務時間は、当社勤務基準による。

(管理者と代務者の関係)

第7条

管理者は代務者に対して、代行させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確にしなければならない。

2. 代務者は、運行管理に関し処理した事項を、速やかに管理者に報告する。

3. 管理者は、代務者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。

4. 管理者は代務者に対し、運行管理業務を補助させるための必要な指導及び監督を行う。

第2章 権限及び職務

(管理者の権限)

第8条

管理者は、本規程に定められる職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

2. 管理者は、安全運行の確保に関する必要事項を代表者に助言できるものとし、代表者は、管理者から助言があった時は、可能な限りこれを尊重する。

(管理者の職務)

第9条

管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第48条、運輸規則第18条、同第19条、同20条に規定された職務を、誠実公正に遂行する。

2. 管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状況に適すると認められる車輛を使用するように指示しなければならない。

3. 管理者は、運送引受書、運行指示書を作成し、かつ、これにより乗務員に対し適切な指示を行い、乗務員に携行させなければならない。
4. 管理者は、前項の運送引受書の写しと運行指示書を、運行終了の日から1年間保存しなければならない。
5. 管理者は乗務員に対し、必要な適正診断を受診させなければならない。

(運転者以外の者の運転禁止)

第10条

管理者は、乗務員として選任されていない者及び旅客自動車運送事業者用自動車の運転の要件に関する政令の要件を備えない者に、車輛を運転させてはならない。

(運転者の確保)

第11条

管理者は安全運行を確保する為に、必要な乗務員を常に確保するように努めるものとする。

(運転者採用)

第12条

管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

(乗務員台帳の活用)

第13条

管理者は、所属運転手の乗務員台帳を作成し備付け、運転者の実態把握に活用するものとする。

2. 管理者は、前項の乗務員台帳を運転者でなくなった日から3年間保存しなければならない。

(乗務員の指導監督)

第14条

管理者は乗務員に対し、次の各号に掲げる指導監督に関する事項を計画し、それに基づき、輸送の安全確保の為に、誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督を行うこととする。

- ①主要道路の状況、車輛の構造、運転技術、法令に定める運転及び健康管理に関する事項、
その他会社で定める運転上の注意と指示事項。
- ②非常用信号用具、消火器等、備付用具の取り扱い方法。
- ③整備管理者との連携を密に車輛の構造からみた事故防止対策。
- ④自動車事故警報及び事故例などによる事故防止の徹底。

2. 管理者は、前項の指導等を行った場合は記録を作成し、これを3年間保存する。

(点呼の実施)

第15条

管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行う。

2. 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、点呼に関する業務権限を与えられた代務者が行うものとする。

(始業前点呼)

第16条

管理者は、車輛の乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の号により運行前点呼を行う。

- ①原則として、運転者と対面にて行う。
- ②出発前5分程度前までに行う。
- ③営業所の定められた場所で行う。
- ④運行前点検結果の確認をすること。
- ⑤運転者より疾病、疲労、飲酒その他心身状況を聴取し、本人の外観的健康状態及び服装の適否を確認すること。
- ⑥健康状態が運転不適切と認め、その旨本人から申し出があった場合は、実情を判断し適切な処理を講じ、その者を乗務させない。
- ⑦道路状況、天候、運行内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らし安全運行に必要な指示を行う。
- ⑧運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、その他業務上定められた帳票、運行記録計、運行指示・運行記録の用紙を運転者に渡すこと。
- ⑨その他、運行計画に変更が生じた場合等、報告すべき事項を具体的に教示すること。

2. 管理者は、点呼の実施結果について次に掲げる事項を具体的に点呼記録簿に記録し、管理者が交替するときは、その引継ぎを確実にを行う。

- ①点呼執行者の氏名
- ②点呼日時
- ③点呼の方法
- ④運転者の氏名
- ⑤運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑥アルコール検知器の測定結果
- ⑦車輛登録番号、認識記号
- ⑧運転前点検の状況

⑨天候・道路状況等、運行に関する指示事項

⑩その他必要事項

(終業後点呼)

第17条

管理者は乗務終了の乗務員に対し、次の事項により運行後点呼を行うものとする。

①帰着後速やかに行う

②営業所の定められた場所で行う

③道路状況、車輛、等運行状況について報告を受ける

④乗務記録計、乗務記録、その他業務上定められた帳票を点検する

⑤必要に応じ、翌日の勤務等について指示を与える

2. 管理者は点呼の実施結果について、次の事項を具体的に点呼記録簿に記録し管理者が交替するときは、その引き継ぎを確実に行う。

①点呼執行者の氏名

②点呼日時

③点呼の方法

④運転者の疾病、疲労等の状況

⑤アルコール検知器の測定結果

⑥車両、天候・道路状況等を含む運行の状況

⑦交代運転者に対する通告

⑧その他必要事項

3. 管理者は終業後点呼の結果、乗務員又は整備管理者に関係ある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、さらに報告が必要な事項においては、上司に報告し確実に処理するものとする。

(行先地での点呼)

第18条

管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、運行前運行後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法で行うものとする。

(点呼記録の保存)

第19条

管理者は、点呼の実施結果の記録を記載の日から1年間保存するものとする。

(過労防止の措置)

第20条

管理者は、常に乗務員の健康状況、作業状況を把握し、過労状態とならないよう、法令で定められた勤務時間の範囲内において乗務員の乗務割を作成し、これに基づき乗務させるものとする。尚、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める条件に適合するものでなければならない。

2. 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生確保や環境整備に留意する等常に清潔に保っておくものとする。

3. 管理者は、疾病、疲労、酒気帯び、麻薬使用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により、安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を、車輛に乗務させてはならない。

4. 管理者は、乗務員が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続する事が出来ない恐れがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置しなければならない。

5. 管理者は、車掌を乗務させなければならない車輛を運行する場合には、車掌を乗務させなければならない。

(乗務記録)

第21条

管理者は始業前点呼の際に、乗務する運転者に対し、乗務記録用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務終了後にこれを提出させるものとする。

①乗務員の氏名

②乗務した車輛の登録番号（社内及び記号等）

③乗務の開始及び終了の地点並びにその日時、主な経過地点・休憩地点及び乗務した距離

④運転交替の場合は、その地点と日時

⑤休憩、睡眠した場合は、その地点と日時

⑥事故、著しい運行遅延、その他異常な状態と原因

⑦その他記録するよう指示した事項

2. 管理者は、前項の乗務記録内容を検討し、乗務員に対し必要な指示指導等を行うものとする。

3. 管理者は乗務記録を記録の日から、1年間保存するものとする。

(運行記録計による記録)

第22条

管理者は始業前点呼の際に、乗務記録用紙、運行記録計の記録用紙を交付し、終業後点呼の際記録した用紙を提出させる。

2. 管理者は記録内容を検討し、運行の状況を把握し、異常と認められる記録については、当該乗務員に対して事情聴取し指導監督を行う。
3. 管理者は、法令により記録計の故障車輛は運行させてはならない。
4. 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存するものとする。

(天災・事故等発生時の処置)

第23条

管理者は、乗務員に対し車輛運行中に天災・事故等の理由により、輸送の安全の確保に支障が生ずる事態が発生した場合は、次に掲げる事項について速やかに対処するよう周知徹底しておかなければならない。

- ①死傷者がある時は、速やかに応急処置その他必要な処置を講ずる事
- ②事故の拡大防止の処置を講ずる事
- ③警察に報告をし、必要な指示を受ける事
- ④管理者に緊急連絡し、必要な支持を受ける事

2. 管理者は、乗務員その他の者から事故発生連絡を受けた時は、次の各号により処置を行う。

- ①直ちに事故続発防止措置を教示し、負傷者に救護等必要な処置を講じるよう指示する
- ②軽微な事故を除き、必要に応じ現場に急行して、発生状況及び原因を調査する
- ③出来る限り目撃者、相手方等から事情を聞き取る
- ④現場において旅客運送の続行又は代替運送が必要なときは、その措置を講ずる
- ⑤最大限旅客の安全確保に関する措置を講ずる
- ⑥重大事故の時は、直ちに代表者に報告し処置について指示を受ける
- ⑦関係者と相談し、以後の処置について打ち合わせを行う

(事故防止対策)

第24条

管理者は、事故防止対策を講じるため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- ①全ての事故についてその内容、原因等を記録し、資料（写真等）を整理しておくこと
- ②道路、交通、事故等の情報（ラジオ、テレビ等による事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を講じること
- ③踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該車輛に赤色旗、赤色

合図灯等の非常信号用具を備えること

- ④自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対し指導・監督を行うこと

(異常気象時等の処置)

第25条

管理者は異常気象等において、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講じるものとする。

- ①災害、暴風、豪雨、洪水、高潮等で安全運行の確保に支障が生じた場合に対処する為、具体的措置要領を定め、乗務員に徹底しておく
- ②気象、道路状況を迅速に確実に把握出来るよう、陸運支局、警察、消防各機関の連絡体制を確立しておく
- ③ラジオ、テレビ、インターネット等の気象情報に常に注意し、状況により運行の断続、待機、中止など必要な措置を講ずる
- ④運行車両との緊急連絡体制を確立しておく

(研修)

第26条

管理者及び代務者は、その職務の遂行に必要な知識及び実務について、陸運支局長（陸運事務所長）の行う研修及び社内研修を受けるものとする。

2. 管理者及び代務者は、日常の職務に必要な次の各号の掲げる事項の知識、技能習得に努めなければならない。

- ①車輛の運転に関する事
- ②車輛構造、装置及び取扱い等に関する事
- ③運転者の健康管理に関する事
- ④事故の場合の救助、応急手当、二次事故防止措置に関する事
- ⑤道路構造、地質、地盤の強度に関する事
- ⑥運行計画作成の知識、技能に関する事
- ⑦気象情報に関する事
- ⑧非常信号用具、消火器等車両の備付品の取扱いに関する事
- ⑨運転者の運転適性診断に関する事
- ⑩道路交通法令関係に関する事
- ⑪自動車損害賠償責任保険に関する事
- ⑫旅客自動車運送事業の法令に関する事
- ⑬その他必要な関係法令に関する事

(事故記録)

第27条

管理者は、車輛に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- ①乗務員の氏名
- ②車輛登録番号、認識記号
- ③事故の発生日時
- ④事故の発生場所
- ⑤事故の当事者（乗務員を除く）の氏名、連絡先
- ⑥事故の概要（損害の程度を含む）
- ⑦事故の原因
- ⑧再発防止対策

2. 管理者は、事故記録を記録の日から3年間保存しなければならない。

(無事故・無違反乗務員への表彰)

第28条

管理者は、10年以上無事故・無違反であった乗務員の功績を称えるため、会社はその者を表彰するよう進言する。その際、会社は原則として賞品を授与し表彰を行うこととする。

附則

本規程は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。